

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課資料

厚生労働省 健康・生活衛生局がん・疾病対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第4期がん対策推進基本計画（令和5年3月28日閣議決定）概要

第1. 全体目標と分野別目標 / 第2. 分野別施策と個別目標

全体目標：「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す。」

「がん予防」分野の分野別目標

がんを知り、がんを予防すること、がん検診による早期発見・早期治療を促すことで、がん罹患率・がん死亡率の減少を目指す

1. がん予防

- がんの1次予防
 - 生活習慣について
 - 感染症対策について
- がんの2次予防（がん検診）
 - 受診率向上対策について
 - がん検診の精度管理等について
 - 科学的根拠に基づくがん検診の実施について

「がん医療」分野の分野別目標

適切な医療を受けられる体制を充実させることで、がん生存率の向上・がん死亡率の減少・全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す

2. がん医療

- がん医療提供体制等
 - 医療提供体制の均てん化・集約化について
 - がんゲノム医療について
 - 手術療法・放射線療法・薬物療法について
 - チーム医療の推進について
 - がんのリハビリテーションについて
 - 支持療法の推進について
 - がんと診断された時からの緩和ケアの推進について
 - 妊孕性温存療法について
- 希少がん及び難治性がん対策
- 小児がん及びAYA世代のがん対策
- 高齢者のがん対策
- 新規医薬品、医療機器及び医療技術の速やかな医療実装

「がんとの共生」分野の分野別目標

がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現することで、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す

3. がんとの共生

- 相談支援及び情報提供
 - 相談支援について
 - 情報提供について
- 社会連携に基づく緩和ケア等のがん対策・患者支援
- がん患者等の社会的な問題への対策（サバイバーシップ支援）
 - 就労支援について
 - アピアランスケアについて
 - がん診断後の自殺対策について
 - その他の社会的な問題について
- ライフステージに応じた療養環境への支援
 - 小児・AYA世代について
 - 高齢者について

4. これらを支える基盤

- 全ゲノム解析等の新たな技術を含む更なるがん研究の推進
- 人材育成の強化
- がん教育及びがんに関する知識の普及啓発
- がん登録の利活用の推進
- 患者・市民参画の推進
- デジタル化の推進

第3. がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 関係者等の連携協力の更なる強化
- 感染症発生・まん延時や災害時等を見据えた対策
- 都道府県による計画の策定
- 国民の努力
- 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
- 目標の達成状況の把握
- 基本計画の見直し

がんゲノム医療提供体制（がんゲノム医療中核拠点病院等）の法令上の位置付け

がんゲノム医療提供体制については、がん対策推進基本計画において、「国は、がんゲノム医療をより一層推進する観点から、がんゲノム医療中核拠点病院等を中心とした医療提供体制の整備等を引き続き推進する」とされている。

○ がん対策基本法（平成18年法律第98号）（抄）

（がん対策推進基本計画）

第十条 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基本的な計画（以下「がん対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2～8 （略）

（医療機関の整備等）

第十六条 国及び地方公共団体は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるよう、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、がん患者に対し適切ながん医療が提供されるよう、国立研究開発法人国立がん研究センター、前項の医療機関その他の医療機関等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

○ がん対策推進基本計画（令和5年3月28日閣議決定）（抄）

（現状・課題）

がんゲノム医療については、平成29（2017）年12月に「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針」を策定し、がんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療連携病院の整備が進められた。その後、令和元（2019）年7月の一部改正によってがんゲノム医療拠点病院の類型が新設された。令和5（2023）年3月時点で、全ての都道府県に、計243施設のがんゲノム医療中核拠点病院等が整備されている。（略）

（取り組むべき施策）

国は、がんゲノム医療をより一層推進する観点から、がんゲノム医療中核拠点病院等を中心とした医療提供体制の整備等を引き続き推進する。

がんゲノム医療提供体制

- がんゲノム医療を必要とするがん患者が、全国どこにいても、がんゲノム医療を受けられる体制を構築することを目指して、がんゲノム医療中核拠点病院等の整備を進めている。
- がんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院は、がんゲノム医療中核拠点病院等の指定に関する検討会の意見を踏まえて厚生労働大臣が指定する。がんゲノム医療連携病院は、がんゲノム医療中核拠点病院またはがんゲノム医療拠点病院により指定される。

厚生労働省

ゲノム医療提供体制の構築に係る検討を行う

- がん診療提供体制のあり方に関する検討会
 - ・ がんゲノム医療中核拠点病院等の指定要件に関するWG
- がんゲノム医療中核拠点病院等の指定に関する検討会

企業・アカデミア

ゲノム情報と臨床情報を用いた創薬等に向けた研究開発の推進

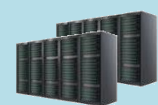
連携・協力 二次利活用



がんゲノム情報管理センター（C-CAT）

ゲノム情報と臨床情報の収集・管理・利活用の支援

協働で設置



技術的支援

C-CAT調査結果等の提供



データの登録



がんゲノム医療中核拠点病院等連絡会議

- がんゲノム情報管理センターとがんゲノム医療中核拠点病院が協働で設置する。
- がんゲノム医療推進のため、連携体制やゲノム医療の充実のための課題について協議する。

がんゲノム医療中核拠点病院



- ・ エキスパートパネルの実施
- ・ 治験・臨床試験、研究の推進
- ・ ゲノム医療に関わる人材の育成
- ・ がんゲノム医療連携病院等の支援

人材育成、治験・先進医療等における連携

がんゲノム医療拠点病院



- ・ エキスパートパネルの実施
- ・ がんゲノム医療連携病院等の支援

がんゲノム医療連携病院

エキスパートパネル実施可能がんゲノム医療連携病院

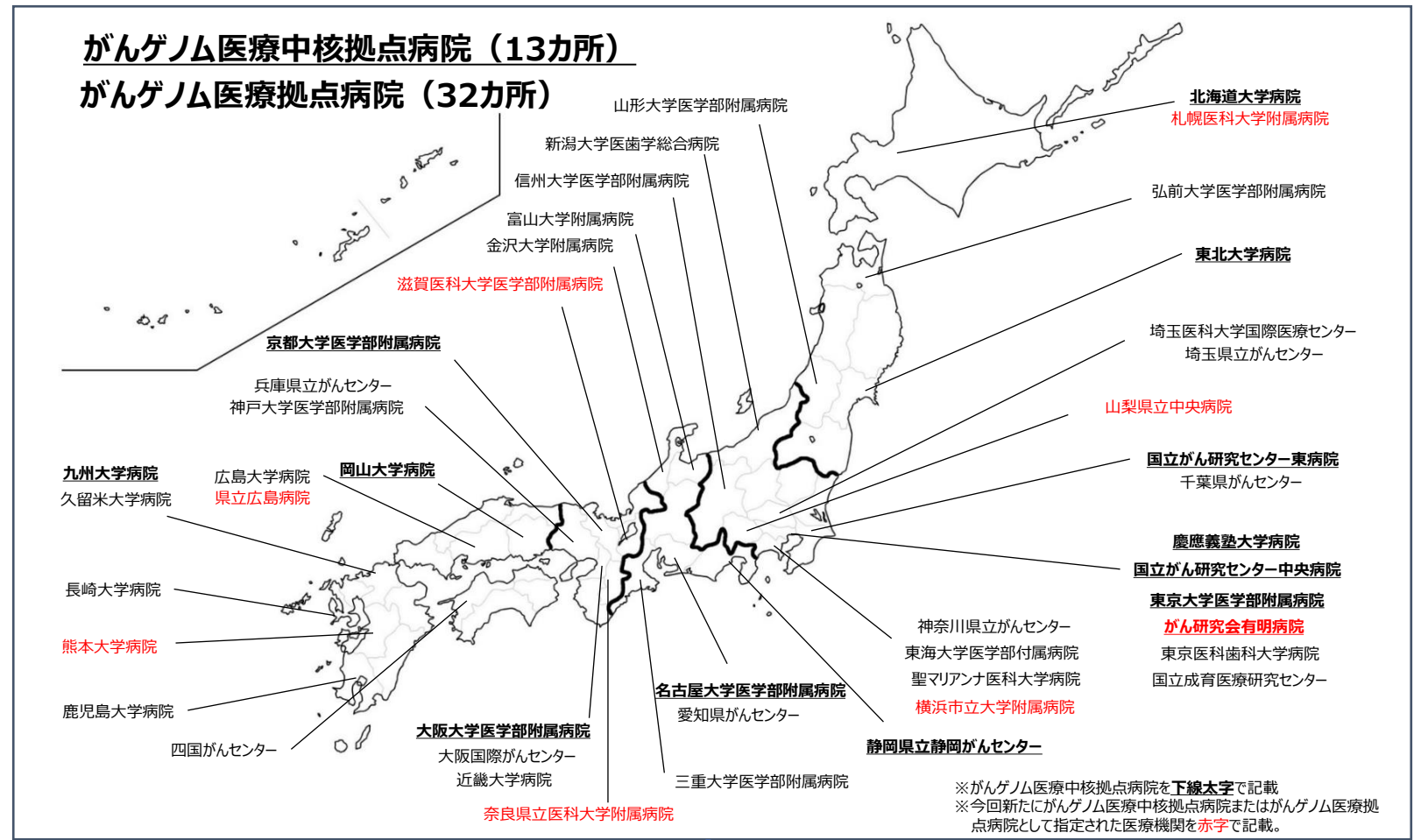
- ・ がんゲノム医療連携病院の指定を受けた病院から中核拠点病院又は拠点病院が選定
- ・ 自施設の症例に限ってエキスパートパネルを実施することが可能
- ・ 自施設で判断に迷う場合は、連携する中核拠点病院又は拠点病院にエキスパートパネルを依頼
- ・ 中核拠点病院又は拠点病院が指定
- ・ エキスパートパネルは中核拠点病院又は拠点病院に依頼して実施

※ 遺伝カウンセリングの体制整備、がんゲノム情報の適切な収集・管理・登録体制は全てのがんゲノム医療中核拠点病院等に求めている。

がんゲノム医療中核拠点病院等

令和5年12月1日

令和6年6月1日時点



がんゲノム医療連携病院（219カ所）

エキスパートパネルの見直しについて

現状・課題

- がん遺伝子パネル検査の保険適用から4年以上経過し、がんゲノム医療中核拠点病院等の枠組みや関係学会の取組により、がんゲノム医療提供体制の整備は一定程度進んできている。
- がんゲノム医療連携病院の中には、がんゲノム医療中核拠点病院・がんゲノム医療拠点病院に指定されなかったものの、がんゲノム医療について一定の経験と知識を蓄積したがんゲノム医療連携病院も存在している。
- 一方で、がん遺伝子パネル検査の実施件数の増加に伴い、エキスパートパネルで検討が必要な症例数が増加し、エキスパートパネルの結果報告書の返却時期が遅くなる可能性が出てきている。

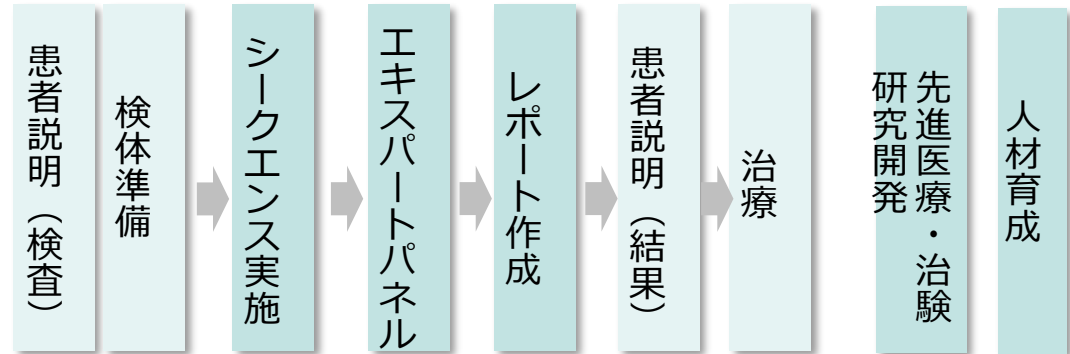
論点

今後もエキスパートパネルの持続可能な体制の確保の観点から、エキスパートパネルの効率的かつ効果的な運用に係る以下の事項等を検討する。

- エキスパートパネルの実施要件
- 持ち回り協議のみ行い、リアルタイムでのエキスパートパネルを必要としない症例
- 一定の要件を満たしたがんゲノム医療連携病院でのエキスパートパネルの実施

がんゲノム医療中核拠点病院等の全体像

- ✓ 国が中核拠点病院及び拠点病院を指定し、中核拠点病院又は拠点病院が連携病院を指定する。
- ✓ 中核拠点病院又は拠点病院が、連携病院の中からエキスパートパネル（E P）実施可能な連携病院を選定する。



	患者説明 (検査)	検体準備	シークエンス実施	エキスパートパネル	レポート作成	患者説明 (結果)	治療	研究開発 先進医療・治験	人材育成
がんゲノム医療 中核拠点病院	必須		外注可	必須		必須		必須	
がんゲノム医療 拠点病院	必須		外注可	必須		必須		中核拠点と 協力して 実施	
EP 実施可能									
がんゲノム医療 連携病院	必須		外注可	自施設で実施可 (※)		必須		連携	
	必須		外注可	中核拠点・拠点 に依頼		必須		連携	

※自施設でがん遺伝子パネル検査を実施した症例に限って自施設でエキスパートパネルを実施することが可能。

なお、自施設で判断に迷う場合は、連携する中核拠点病院又は拠点病院にエキスパートパネルを依頼する。

がんゲノム情報管理センター

(国立がん研究センターに設置 : Center for Cancer Genomics and Advanced Therapeutics: C-CAT)

5種類の
遺伝子パネル検査が
保険収載

7.6万例以上のゲノム・
臨床データが集積

診療検索ポータル

診療・遺伝子情報の組み合わせ自由検索
(検査で報告される遺伝子変異)

がんゲノム医療中核拠点病院
がんゲノム医療拠点病院
がんゲノム医療連携病院
⇒ 医療連携



一次利用

利活用検索ポータル

診療・遺伝子情報の組み合わせ自由検索
(検査で報告される遺伝子変異)

86アカデミア・10企業等
⇒ 研究・治験立案



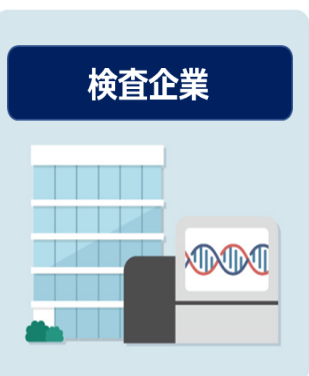
二次利用

利活用クラウド (C-CAT CALICO)

ビジティング解析環境

各利用者の固有スペース
ゲノム元データ情報解析
診療データとの関連解析

2024.5月時点データ



検査企業

検査結果
ゲノム情報

臨床情報

検体

がんゲノム医療病院



C-CAT調査結果

C-CATデータ



診療情報

分類	項目*
患者基本情報	病院コード、性別、年齢、がん種区分等
検体情報	検査種別、腫瘍細胞割合、採取部位等
患者背景	病理診断名、喫煙歴、ECOG-PS、家族歴等
がん種情報	転移の有無、遺伝子検査結果等
薬物療法 パネル前後	薬剤名、開始/終了日 最良総合効果、有害事象等
転帰	転帰、最終生存確認日、 死亡日、死因

検査で報告される遺伝子変異・ゲノム元データ

13の中核拠点病院
32の拠点病院
219の連携病院

750以上の国内臨床試験情報
臨床医による定期的キュレーション

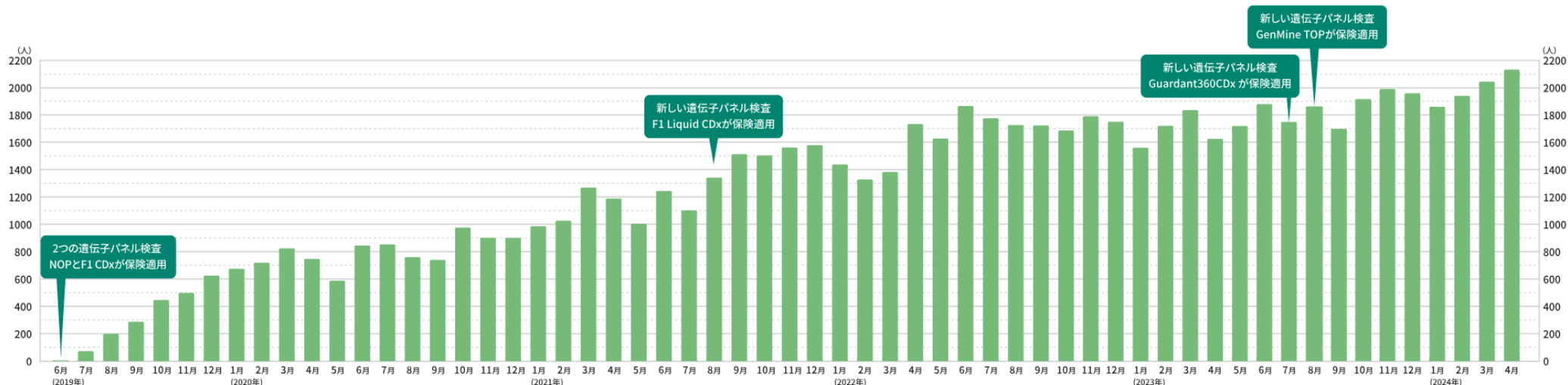
C-CAT登録数の推移

- 2019年6月にがん遺伝子パネル検査が保険収載されて以降、検査実施件数は増加。
- 2024年現在、概ね月2,000件程度の規模で推移している。

がん遺伝子パネル検査データのC-CATへの登録数

保険診療開始の2019年6月1日から
2024年5月31日まで

78,392 人



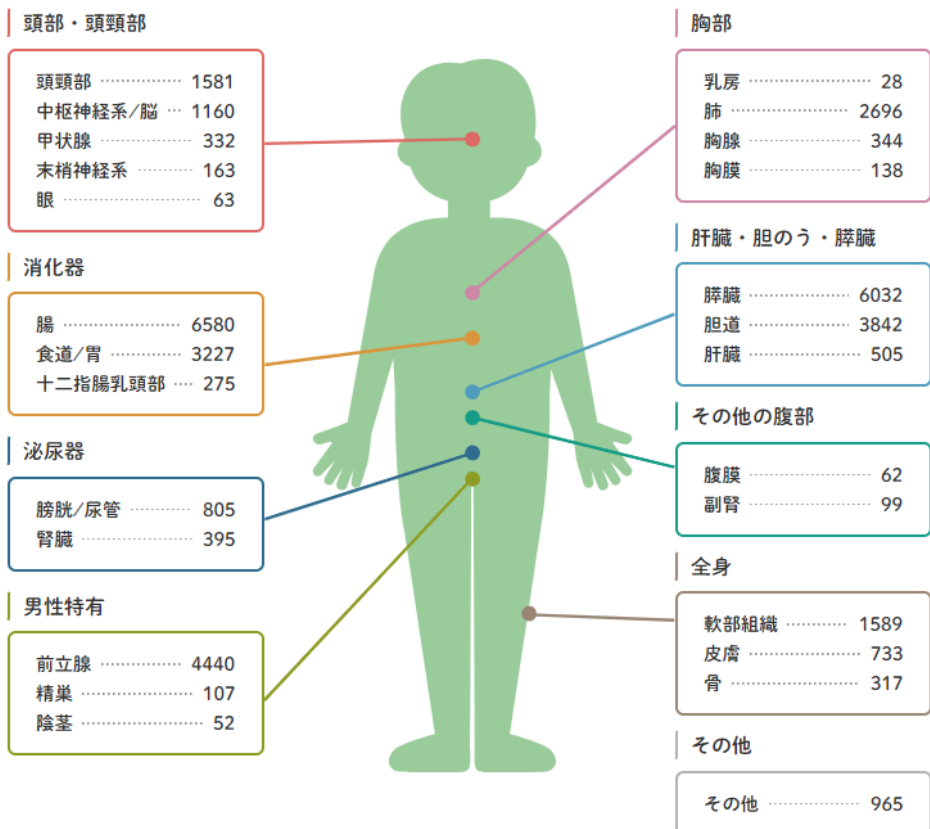
出典：C-CAT患者さん向けHP

https://for-patients.c-cat.ncc.go.jp/registration_status/

がん種別登録数

難治がんである膵臓がんや軟部組織のがんなどの希少がんが多く登録されている

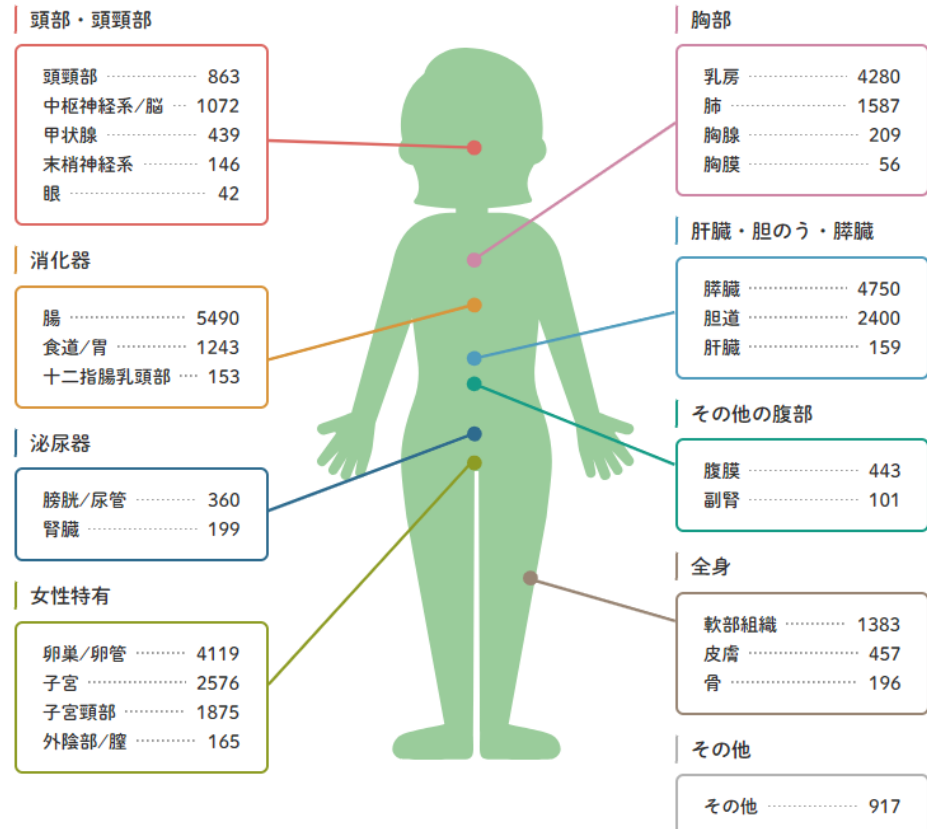
男性



(単位=件)

※2024年4月17日時点

女性



(単位=件)

※2024年4月17日時点

出典：C-CAT患者さん向けHP

https://for-patients.c-cat.ncc.go.jp/registration_status/ 10

がんゲノム医療に係る人材育成及び相談支援について

がんゲノム医療に必要な人材を関連学会とも協力し育成するとともに、がんゲノム医療に関する相談支援の取組を進めている。

(1) -1 がんゲノム医療に係る医師の育成

- 「厚生労働科学研究 がんゲノム医療に携わる医師等の育成に資する研究」（令和元年度～令和3年度）において、人材育成に資する研修資料や研修プログラムを作成・実践した。令和3年7月には、日本臨床腫瘍学会と共催で医師向けの教育セミナー（「エキパネ道場」）を開催した。
- 令和4年度からは、日本臨床腫瘍学会主催で引き続き「エキパネ道場」を開催している。

[「第3回エキパネ道場」エキパネ up to date | お知らせ | 日本臨床腫瘍学会 \(jsmo.or.jp\)](#)



(1) -2 がんゲノム医療に係る病理医の育成

- 日本病理学会が、ゲノム医療において求められる技術や知識を身につけ、エキスパートパネル等で卓越した知識のもと助言等が可能な「分子病理専門医」の認定制度を設け、専門医を育成している。

[日本病理学会 専門医 \(pathology.or.jp\)](#)

(2) がんゲノム医療に係る診療従事者の育成

- がん診療連携拠点病院等に勤務するがんゲノム医療に携わる診療従事者が、がんゲノム医療に関する遺伝子関連検査、患者・家族への伝え方、多職種との連携、意思決定支援等について必要な知識を習得できるよう、効果的に研修を実施するためのプログラム及び教材を作成し、これらを活用した研修を実施している。



<http://www.jsmocgt.jp/>

(3) がん相談支援センターにおけるがんゲノム医療に関する相談支援

- がん診療連携拠点病院等に設置されたがん相談支援センターにおいて、がんゲノム医療を含めたがんに関する相談の対応を行っている。
- 日本臨床腫瘍学会に委託して、上記部門の相談支援員向けに、がんゲノム医療に関する相談の対応方法等についてわかりやすく伝えるための相談支援マニュアルを作成した。



[相談支援マニュアル | 日本臨床腫瘍学会 \(jsmo.or.jp\)](#)

遺伝カウンセリングに関する体制① がんゲノム医療中核拠点病院等の指定要件〈診療体制〉

中核拠点病院・拠点病院・連携病院

1 診療体制

(1) 診療機能

② 遺伝カウンセリング等について、以下の要件を満たすこと。

ア がん遺伝子パネル検査の結果として、生殖細胞系列に病的バリエーションが同定された場合もしくは疑われた場合等必要に応じて、臨床的有用性を考慮し、患者に結果開示の意思を確認した上で適切に遺伝カウンセリング等を実施すること。

イ 遺伝カウンセリング等を行う部門が設置されており、当該部門が、関連する全ての診療科と連携可能な体制が整備されていること。

ウ がん遺伝子パネル検査の二次的所見として、生殖細胞系列に病的バリエーションが同定された場合の対応方針について、**明文化された規定を作成し、確認検査も含めて適切に対応すること**。またその運用状況について、院内で把握し必要に応じて改善を図ること。

エ 遺伝カウンセリング及び遺伝性腫瘍カウンセリングの実施数について、別途定める「現況報告書」で報告すること。

がんゲノム医療中核拠点病院等の整備について（令和4年8月1日健発0801第18号）より抜粋

遺伝カウンセリングに関する体制② がんゲノム医療中核拠点病院等の指定要件〈診療従事者〉

中核拠点病院・拠点病院

1 診療体制

(2) 診療従事者

③ 遺伝カウンセリング等に関する人員について、以下の要件を満たすこと。

ア 遺伝カウンセリング等を行う部門に、その長として、常勤の医師が配置されていること。

イ 遺伝カウンセリング等を行う部門に、遺伝医学に関する専門的な知識及び技能を有する医師が1名以上配置されていること。なお、当該医師が部門の長を兼ねることも可とする。

ウ 遺伝カウンセリング等を行う部門に、遺伝医学に基づく遺伝カウンセリングに関する専門的な知識及び技能を有する者が1名以上配置されていること。

エ 患者へのがん遺伝子パネル検査の補助説明や、二次的所見が見つかった際の、遺伝カウンセリング等を行う部門への紹介をする者が、院内に複数名配置されていること。

連携病院

1 診療体制

(2) 診療従事者

② 遺伝カウンセリング等の人員について、以下の要件を満たすこと。

ア 遺伝カウンセリング等を行う部門に、その長として、常勤の医師が配置されていること。

イ 遺伝カウンセリング等を行う部門に、遺伝医学に関する専門的な知識及び技能を有する医師が配置されていること。なお、当該医師が部門の長を兼ねることも可とする。

ウ 遺伝カウンセリング等を行う部門に、遺伝医学に基づく遺伝カウンセリングに関する専門的な知識及び技能を有する者が配置されていること。

エ 患者へのがん遺伝子パネル検査の補助説明や、二次的所見が見つかった際の、遺伝カウンセリング等を行う部門への照会をする者が、院内に配置されていること。